

(宛先) 松山市監査委員

松山市長 野 志 克 仁

令和3年度 定期監査結果報告に基づく措置通知書

令和3年11月12日付松監第43号の定期監査結果報告に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法第199条第14項の規定等により通知します。

| | |
|--|--|
| 所管部課 保健福祉部 保育・幼稚園課 | 所管課等長氏名 好光 慎吾 |
| 措置の状況 <input checked="" type="checkbox"/> 措置を講じた <input type="checkbox"/> 措置を講じる予定 <input type="checkbox"/> 措置を講じない | |
| 指 摘 事 項 | 措 置 状 況 |
| <p>(3) 保育所、認定こども園 ・AEDの管理について AEDの管理について、表示ラベルの電極パッドの交換時期の記載が更新されていない状況が見受けられた。今後は適正な管理に努められたい。 [もものはなこども園]</p> <p>むすび AEDの管理について AEDの管理において、「自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について」等の通知に基づき前回監査で指摘した事項については、今回多くの施設で改善が見られた。しかしながら、一部の施設において、表示ラベルの記載や日常点検の記録方法に不備が見受けられた。 これは、点検担当者の変更等による維持管理の必要性の認識不足が要因と思料されるため、所管部署においては担当者への指導を徹底されたい。</p> | <p>(3) 保育所、認定こども園 ・AEDの管理について 指摘を踏まえ、もものはなこども園では、直ちに更新した交換時期を表示ラベルに記載し改善を行いました。 また、他の保育所等に設置しているAEDについても交換時期の記載が更新されているか等点検し、すべて適切に管理していることを確認いたしました。 今後は交換時期が到来した際に、保育・幼稚園課から園へ連絡し、記載もれがないことを確認するなど、園と保育・幼稚園課でダブルチェックを行うこととし、適切な管理を徹底します。</p> |

様式第 1 号 (第 3 条関係)

松(教施)第 1 7 8 号

令和 4 年 1 月 1 3 日

(宛先) 松山市監査委員

松山市教育長 藤 田 仁

令和 3 年度 定期監査結果報告に基づく措置通知書

令和 3 年 11 月 12 日付松監第 43 号の定期監査結果報告に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法第 199 条第 14 項の規定等により通知します。

| | |
|--|--|
| 所管部課 教育委員会事務局 学習施設課 | 所管課等長氏名 高橋 邦光 |
| 措置の状況 <input checked="" type="checkbox"/> 措置を講じた <input type="checkbox"/> 措置を講じる予定 <input type="checkbox"/> 措置を講じない | |
| 指 摘 事 項 | 措 置 状 況 |
| <p>(5) 小学校、中学校</p> <p>・ 備品の適正管理について 廃棄処分した備品が台帳から抹消処理されていない状況が見受けられた。 既に抹消処理を行ったとの報告を受けたが、廃棄後は速やかに定められた処理を行い、適正な管理に努められたい。 [旭中学校]</p> <p>・ 防火管理者選任届出書の提出について 消防法第 8 条第 2 項に基づく防火管理者選任届出書の提出が行われていない状況が見受けられた。今後においては人事異動等により防火管理者が不在となったときは後任者を選定し、速やかに所轄の消防署長に防火管理者選任届出書を提出されたい。 [雄郡小学校]</p> | <p>(5) 小学校、中学校</p> <p>・ 備品の適正管理について 該当の備品については廃棄登録処理を行いました。 今後は、たな卸しの重要性、方法等を学校に周知・徹底させ、より確実なたな卸し作業を実施し、台帳整備の徹底を図り、適正な管理に努めてまいります。</p> <p>・ 防火管理者選任届出書の提出について 指摘のあった学校については選任届出書の提出を確認しました。 今後は届出書の提出を周知・徹底させ、適正な管理に努めてまいります。</p> |

様式第1号（第3条関係）

松（企）第77号
令和4年1月11日

（宛先）松山市監査委員

松山市長 野志 克仁

令和3年度 財政援助団体監査結果報告に基づく措置通知書

令和4年1月7日付松監第48号の財政援助団体監査結果報告に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法第199条第14項の規定等により通知します。

| 所管部課等 総合政策部 企画戦略課 | 所管課等長氏名 田中 健太郎 |
|--|---|
| 措置の状況 <input checked="" type="checkbox"/> 措置を講じた <input type="checkbox"/> 措置を講じる予定 <input type="checkbox"/> 措置を講じない | |
| 指 摘 事 項 | 措 置 状 況 |
| 松山市SDGs推進協議会負担金 ・前金払の報告について この事業の負担金は実施前に支出し前金払扱いとなるため、用件終了後、松山市財務会計規則第80条第2項に基づき会計管理者に報告することとなっているが、報告されていない状況が見受けられた。前金払をしたときは規則に基づき報告されたい。 | 松山市SDGs推進協議会負担金 ・前金払の報告について 11月26日付で松山市財務会計規則第80条第2項に基づき、会計管理者へ報告しました。 |

様式第1号（第3条関係）

松（市生）第317号
令和4年 3月 7日

（宛先）松山市監査委員

松山市長 野志 克仁

令和3年度 出資団体監査結果報告に基づく措置通知書

令和4年1月7日付松監第48号の出資団体監査結果報告に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法第199条第14項の規定等により通知します。

| | |
|---|---|
| 所管部課等 市民部 市民生活課 | 所管課等長氏名 花本 昭人 |
| 措置の状況 <input checked="" type="checkbox"/> 措置を講じた <input type="checkbox"/> 措置を講じる予定 <input type="checkbox"/> 措置を講じない | |
| 指 摘 事 項 | 措 置 状 況 |
| 公益財団法人 松山市男女共同参画推進財団 ・決算諸表の誤りについて 決算諸表を確認したところ、平成28年度の会計事務処理に誤りが生じていたが、監査時まで仕訳の修正が行われていない状況が見受けられた。 当団体は市から出資を受けており、決算諸表は財政状態を正確に把握するための重要な書類であることから、担当課においては、適切な事務処理が行われるよう指導されたい。 | 公益財団法人 松山市男女共同参画推進財団 ・決算諸表の誤りについて 今回の指摘を受け、直ちに決算諸表の仕訳の修正と適正な会計事務処理を指示した。また、再発防止のため、財団の会計事務の確認体制を強化することや、会計事務に精通した有資格者による公益法人会計についての研修を実施すること、及び外部の有資格者などから決算諸表のチェックを受けるなどして、適切な事務処理を徹底するよう指導した。 今後も正確な会計事務処理が行われるよう、引き続き指導していく。 |

様式第1号（第3条関係）

松（市生）第317号

令和4年3月7日

（宛先）松山市監査委員

松山市長 野志 克仁

令和3年度 公の施設の指定管理者監査結果報告に基づく措置通知書

令和4年1月7日付松監第48号の公の施設の指定管理者監査結果報告に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法第199条第14項の規定等により通知します。

| 所管部課等 市民部 市民生活課 | 所管課等長氏名 花本 昭人 |
|---|--|
| 措置の状況 <input checked="" type="checkbox"/> 措置を講じた <input type="checkbox"/> 措置を講じる予定 <input type="checkbox"/> 措置を講じない | |
| 指 摘 事 項 | 措 置 状 況 |
| <p>松山市男女共同参画推進センター</p> <p>①事業報告書等の提出について 基本協定書第28条に規定されている事業報告書にあっては、毎年度終了後60日以内、四半期別報告書にあっては毎四半期終了後15日以内を期日として提出することが義務付けられているが、期日を過ぎて提出されている状況が見受けられた。 事業報告書は、事業の執行状況を把握し、適切な指導監督を行うための資料となる重要な報告であるため、担当課においては、基本協定書に基づき期日までの提出について指導されたい。</p> <p>②松山市男女共同参画推進センター使用料の払い込み遅延について 基本協定書第27条第2項に規定されている収納した会議室使用料にあっては、速やかに松山市指定金融機関に払い込まなければならないが、最長30日遅延している状況が一部見受けられた。 使用料は使用者等から預かった公金であるため基本協定書に基づき速やかに払い込まれたい。</p> <p>③指定管理業務の事業実施に伴うパソコン利用料金等の取扱いについて 指定管理者は、指定管理業務に位置づけられている男女共同参画に関連する情報の収集・発信に関する業務等のなかでパソコンを設置し、指定管理者が徴収しているパソコン及びプリントアウト料金などについて</p> | <p>松山市男女共同参画推進センター</p> <p>① 事業報告書等の提出について 事業報告書の提出にあたっては、期日を厳守する意識を強く持つことや、事務処理方法を見直すこと、及び財団内で進捗管理を確実にを行うことで、期日までの提出を徹底するよう指導した。 引き続き、基本協定書に従い適切な事務処理が行われるよう、指導していく。</p> <p>②松山市男女共同参画推進センター使用料の払い込み遅延について 払い込みの事務処理手順の一部見直しを指示するとともに、使用料が公金であることを改めて認識させ、速やかに松山市指定金融機関に払い込むことを指導した。 今後も基本協定書に基づき速やかに払い込みが行われるよう、引き続き指導していく。</p> <p>③指定管理業務の事業実施に伴うパソコン利用料金等の取扱いについて 指定管理業務で設置しているパソコンについて、男女共同参画社会の実現に資する情報等の提供を行うという本来の設置目的に沿って利用がなされるよう、施設の利用者が会議室内などで無料で利用できること</p> |

| | |
|---|---|
| <p>ては、指定管理者の収入として処理されている。</p> <p>当該指定管理者は毎年度終了後、指定管理料の余剰金について、パソコン利用料金等の収益を含めて精算したうえで返還しているが、指定管理業務により収益が発生する場合、その収益は市に帰属するものであることから、当該収益は松山市の収入として処理されたい。</p> <p>④貸付備品の管理について</p> <p>基本協定書第 22 条第 1 項により、松山市が指定管理者へ貸し付けるものとして別表 2 に定めた備品について、照合調査を行ったところ、備品の別表 2 への記載漏れが判明した。また、照合調査にて所在を確認できない備品が 2 件あった。</p> <p>これらは、たな卸し作業が適切に行われていなかったことが原因とされるため、今後はたな卸し作業を適切に行うとともに、担当課においては、貸付備品と基本協定書を十分確認し、財務会計規則に基づく手続に遺漏なく努められたい。</p> | <p>とした。また、プリントアウト料金などについては、機器の撤去など見直しを行った結果、指摘のあった利用代金等について、市に帰属する指定管理業務による収益は発生しなくなった。</p> <p>④貸付備品の管理について</p> <p>直ちに、備品の内容や設置場所、備品シールの貼付状況の確認など備品のたな卸し作業を再度実施するよう指示した。担当課としては、貸付備品と基本協定書の照合作業を実施し、記載漏れなどを修正して基本協定の変更協定を締結し、適切に処理を行った。</p> <p>今後は、同様の事例が発生しないよう、たな卸し作業を適正に実施するよう引き続き指導していくとともに、担当課では、貸付備品と基本協定書を十分確認し、財務会計規則等に従い適切な事務処理に努める。</p> |
|---|---|

様式第1号（第3条関係）

3松(ス)第741号
令和4年2月28日

(宛先) 松山市監査委員

松山市長 野志 克仁

令和3年度 公の施設の指定管理者監査結果報告に基づく措置通知書

令和4年1月7日付松監第48号の公の施設の指定管理者監査結果報告に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法第199条第14項の規定等により通知します。

| | |
|--|--|
| 所管部課等 坂の上の雲まちづくり部 スポーツシティ推進課 | 所管課等長氏名 白石 信二 |
| 措置の状況 <input checked="" type="checkbox"/> 措置を講じた <input type="checkbox"/> 措置を講じる予定 <input type="checkbox"/> 措置を講じない | |
| 指 摘 事 項 | 措 置 状 況 |
| 松山市総合コミュニティセンター ②市貸与備品返納後の取扱いについて 指定管理者が、市からの貸与備品を廃棄している状況が見受けられた。 これは、使用不可となった貸与備品の返納手続後、仕様書に基づき行っているものではあるが、当該備品は市の所有であり、松山市財務会計規則（以下「規則」という。）により市管財課長が売却等の処分をするものであることから、規則に基づき行われたい。 | 松山市総合コミュニティセンター ②市貸与備品返納後の取扱いについて 不用備品の廃棄は、返納手続を行ったうえで、市の不用備品回収などにより、市が処分することとした。 |

様式第1号（第3条関係）

3松(教文)第554号

令和4年2月3日

(宛先) 松山市監査委員

松山市教育長 藤田 仁

令和3年度 公の施設の指定管理者監査結果報告に基づく措置通知書

令和4年1月7日付松監第48号の公の施設の指定管理者監査結果報告に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法第199条第14項の規定等により通知します。

| 所管部課等 教育委員会事務局 文化財課 | 所管課等長氏名 二宮 仁志 |
|--|--|
| 措置の状況 <input checked="" type="checkbox"/> 措置を講じた <input type="checkbox"/> 措置を講じる予定 <input type="checkbox"/> 措置を講じない | |
| 指 摘 事 項 | 措 置 状 況 |
| 松山市立埋蔵文化財センター（考古館・文化財情報館） ・指定管理業務の事業実施に伴う参加料収入等の取扱いについて 指定管理者は、指定管理業務に位置づけられる古代体験教室等の事業を実施しているが、この事業で指定管理者が徴収している参加料については、指定管理者の収入として処理されている。また、複写機を利用した者から徴収した使用料についても、指定管理者の収入として処理されている。 当該指定管理者は毎年度終了後、指定管理料の余剰金について、事業参加料及び複写機使用料等の収益を含めて精算したうえで返還しているが、指定管理業務により収益が発生する場合、その収益は市に帰属するものであることから、当該収益は松山市の収入として処理されたい。 | 松山市立埋蔵文化財センター（考古館・文化財情報館） ・指定管理業務の事業実施に伴う参加料収入等の取扱いについて 古代体験教室等の参加料は、教室で使用する教材（石材、粘土等）や講座の資料代の実費を参加者に負担いただいていたものであり、教材等は持ち帰り用として受付にて同額で販売していたことから、基本協定書を変更し、令和4年1月1日から、受付で販売している書籍等の売上と同様に、市の収入（物品売払代金）として処理することとした。 また、複写サービスについては、平成26年度から開始したものの、利用が極めて低調であること等を踏まえ、令和4年1月1日からサービスを取り止めた。 |

(宛先) 松山市監査委員

松山市長 野 志 克 仁

令和3年度 定期監査結果報告に基づく措置通知書

令和4年1月21日付松監第49号の定期監査結果報告に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法第199条第14項の規定等により通知します。

| | |
|---|--|
| 所管部課等 都市整備部 住宅課 | 所管課等長氏名 岡 健 二 |
| 措置の状況 <input checked="" type="checkbox"/> 措置を講じた <input type="checkbox"/> 措置を講じる予定 <input type="checkbox"/> 措置を講じない | |
| 指 摘 事 項 | 措 置 状 況 |
| <p>1 収入事務について (1) 住宅管理使用料 1) 住宅管理使用料</p> <p>・住宅管理使用料収納を私人に委託する場合の告示について</p> <p>松山市営住宅の管理に関する基本協定書で、住宅管理使用料の収納が管理業務内容として定められている。歳入の収納事務を私人に委託したときは、地方自治法施行令第 158 条第 2 項により告示するものと規定されているが、告示していない状況が見受けられた。今後においては、法令等に基づいた適正な事務処理に努められたい。</p> <p>2) 駐車場管理使用料</p> <p>・駐車場管理使用料収納を私人に委託する場合の告示について</p> <p>松山市営住宅の管理に関する基本協定書で、駐車場管理使用料の収納が管理業務内容として定められている。歳入の収納事務を私人に委託したときは、地方自治法施行令第 158 条第 2 項により告示するものと規定されているが、告示していない状況が見受けられた。今後においては、法令等に基づいた適正な事務処理に努められたい。</p> | <p>1 収入事務について (1) 住宅管理使用料 1) 住宅管理使用料</p> <p>・住宅管理使用料収納を私人に委託する場合の告示について</p> <p>定期監査の指摘を受け、令和 4 年 1 月 4 日付け松山市告示第 3 号で松山市営住宅管理業務の指定管理に係る使用料の収納委託について告示を行い速やかに改善した。</p> <p>2) 駐車場管理使用料</p> <p>・駐車場管理使用料収納を私人に委託する場合の告示について</p> <p>定期監査の指摘を受け、令和 4 年 1 月 4 日付け松山市告示第 3 号で松山市営住宅管理業務の指定管理に係る使用料の収納委託について告示を行い速やかに改善した。</p> |

2 市営住宅維持管理事業の支出事務について

- ・四半期別報告書等の提出について

松山市営住宅の管理に関する基本協定書第31条に規定されている四半期別報告書にあつては毎四半期終了後15日以内を、月別報告書にあつては毎月終了後15日以内を期日として提出することが義務付けられているが、期日を過ぎて提出されている状況が見受けられた。

四半期別報告書等は、事業の執行状況を把握し、適切な指導監督を行うための資料となる重要な報告であるため、基本協定書に基づき期日までの提出について指導されたい。

2 市営住宅維持管理事業の支出事務について

- ・四半期別報告書等の提出について

定期監査結果報告を受け、改めて、口頭で令和4年1月24日に指定管理者に報告書提出期限遵守の改善指導を行った。

(宛先) 松山市監査委員

松山市長 野 志 克 仁

令和3年度 定期監査結果報告に基づく措置通知書

令和4年1月21日付松監第49号の定期監査結果報告に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法第199条第14項の規定等により通知します。

| | |
|---|--|
| 所管部課等 都市整備部 建築指導課 | 所管課等長氏名 眞 鍋 大 蔵 |
| 措置の状況 | ■措置を講じた □措置を講じる予定 □措置を講じない |
| 指 摘 事 項 | 措 置 状 況 |
| 3 備品の管理状況について ・公印の適正管理について 備品の管理状況について確認したところ、松山市公印規則に定められている公印で、備品台帳に登録されていないものが1件見受けられた。 監査期間中には是正されているものの、今後においては適正な管理に努められたい。 | 3 備品の管理状況について ・公印の適正管理について 監査期間中である令和3年10月21日に松山市公印規則に定められている公印を備品台帳に登録しました。 今後は、適正な管理に努めてまいります。 |

(宛先) 松山市監査委員

松山市長 野 志 克 仁

令和3年度 定期監査結果報告に基づく措置通知書

令和4年1月21日付松監第49号の定期監査結果報告に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法第199条第14項の規定等により通知します。

| 所管部課等 都市整備部 公園緑地課 | 所管課等長氏名 兵 藤 一 馬 |
|---|---|
| 措置の状況 <input checked="" type="checkbox"/> 措置を講じた <input type="checkbox"/> 措置を講じる予定 <input type="checkbox"/> 措置を講じない | |
| 指 摘 事 項 | 措 置 状 況 |
| 1 収入事務について (1) 公園緑地総務費雑入 ・契約書に沿った徴収事務について 自動販売機売上手数料のうち一社との契約について、毎月末締めで徴収することとなっているが、年度終了後に一括で徴収されているため、契約書に沿った徴収事務に努められたい。 | 1 収入事務について (1) 公園緑地総務費雑入 ・契約書に沿った徴収事務について 令和3年11月分から契約書のとおり、毎月末締めで自動販売機売上手数料を徴収している。 |